

## ○公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（平成二十七年総務省告示第三百六十三号） 新旧対照表

改正案	改正前
<p>(基本的な考え方)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 線路を設置するために使用することができる設備の設備所有者（第十四条第一項に規定する一東化設備所有者及び第十五条に規定する支線所有者を除く。以下同じ。）には電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者が、空中線を設置するために使用することができる設備の設備所有者には電気通信事業者及び当該設備を事業者に提供する者（電気通信事業者である者を除く。）がそれぞれ該当するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(基本的な考え方)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 線路を設置するために使用することができる設備の設備所有者（第十四条第一項に規定する一東化設備所有者及び第十五条に規定する支線所有者を除く。以下同じ。）には電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者が、空中線を設置するために使用することができる設備の設備所有者には電気通信事業者がそれぞれ該当するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>